

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成30年2月22日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田と富久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する
規則

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則（平成18年長崎県後
期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

（育児休業条例第2条の3第3号イの特に必要と認められる場合）

第2条の2 育児休業条例第2条の3第3号イの特に必要と認められる場合は、次に掲
げる場合とする。

- (1) 育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和
22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子ども
に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77
号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第
2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っている
が、当該子の1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）後の期間について、
当面その実施が行われないことが見込まれる場合
- (2) 常態として育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当

該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において単に「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

（育児休業条例第2条の4第2号の特に必要と認められる場合）

第2条の3 前条の規定は、育児休業条例第2条の4第2号の特に必要と認められる場合について準用する。この場合において、前条中「1歳に達する日」とあるのは「1歳6か月に達する日」と、「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

第3条中「及び」を「又は」に改める。

第7条中「、又は」を「又は」に、「掲げる」を「規定する」に改める。

第8条見出し中「育児休業等」を「育児休業」に改め、同条第1号及び第2号中「又

は育児短時間勤務」を削り、同条第4号を次のように改める。

- (4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に育児休業を承認する場合

第9条第1項中「育児短時間勤務の承認」を「育児休業条例第11条に規定する育児短時間勤務の承認」に改め、「育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の1月前までに」を削る。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条中「部分休業の承認」の次に「及び取消」を加え、同条を第12条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務に係る書面の交付)

第11条 任命権者は、次に掲げる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付しなければならない。

- (1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合
- (2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

(表)		
育 児 休 業 承 認 請 求 書		
様		請求年月日 年 月 日
請求者 所属 職名 氏名		印
下記のとおり	育児休業の承認 育児休業の期間の延長	を請求します。
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	職名 氏名 印
決裁欄		

(裏)

- (注) (1) この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- (2) 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、育児休業条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（(5)において同じ。）。
- (3) 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- (4) 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- (5) 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- (6) 「6 備考欄」には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表の(11)に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- (7) 該当する口にはレ印を記入すること。

様式第4号を次のように改める。
 様式第4号（第9条関係）

(表)	
育 児 短 時 間 勤 務 承 認 請 求 書	
請求年月日 年 月 日	
様	請求者 所属 職名 氏名 印
下記のとおり	育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長 を請求します。
1 請求に係る子	氏 名
	続 柄 等
	生 年 月 日 年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態) <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号
	勤務の日 及 び 時 間 帯 月(: ~ :) 火(: ~ :) 水(: ~ :) 木(: ~ :) 金(: ~ :)
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
6 備 考	

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	職 名 氏 名 印
決 裁 欄		

(裏)

(注)

- (1) この請求書 には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- (2) 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- (3) 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合は、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- (4) 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- (5) 該当する口にはレ印を記入すること。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第11条関係）

(表)
部分休業承認請求書

請求年月日		年 月 日
様		
請求者 所属		
職名		
氏名		印
下記のとおり部分休業の承認を請求します。		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 託児の態様	<input type="checkbox"/> 託児施設 () <input type="checkbox"/> その他 () (託児時間: 時 分~ 時 分) (託児時間: 時 分~ 時 分)	
3 通 勤 時 間	時間 分 (託児先を経由する時間を含む。)	
4 請 求 期 間 及 び 時 間	期 間	
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他
5 備 考		

(注) (1) この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件継続証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
 ただし、当該子に係る2月日以降の申請については、証明する書類を省略することができるものとする。
 (2) 部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
 (3) 該当する口にはレ印を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	
決 裁 欄		職 名
		氏 名 印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。